

# 防災

## マニュアル



宮城県立仙台高等技術専門校

Ver. 20190314

本マニュアルは、宮城県立仙台高等技術専門校（以下、「本校」という。）において、自然災害等が発生した際に、学生及び職員等の人命を守ることを一番の目的として、災害発生時の安全確保及び被害の軽減を図るための行動指針を明確化するものである。

## 目 次

1 大規模災害時の基本対応フロー	1
------------------	---

---

2 緊急メールによる情報発信	2
----------------	---

---

### 3 動員体制

---

(1) 職員の動員体制	3
(2) 各班の業務内容	4
(3) 情報連絡体制	5

### 4 地震発生時の対応と避難誘導

---

(1) 在校時の発生	6
(2) 登下校時の発生	9
(3) 在宅時の発生	10

### 5 その他の災害が想定される場合の対応

---

(1) 風水害が想定される場合の対応（暴風，大雨，洪水，大雪警報などが発表）	11
(2) 新型インフルエンザ等の感染症発生時の対応	12

6 被害の確認及び報告	13
-------------	----

---

7 東日本大震災規模の被害時の訓練再開に向けて	13
-------------------------	----

---

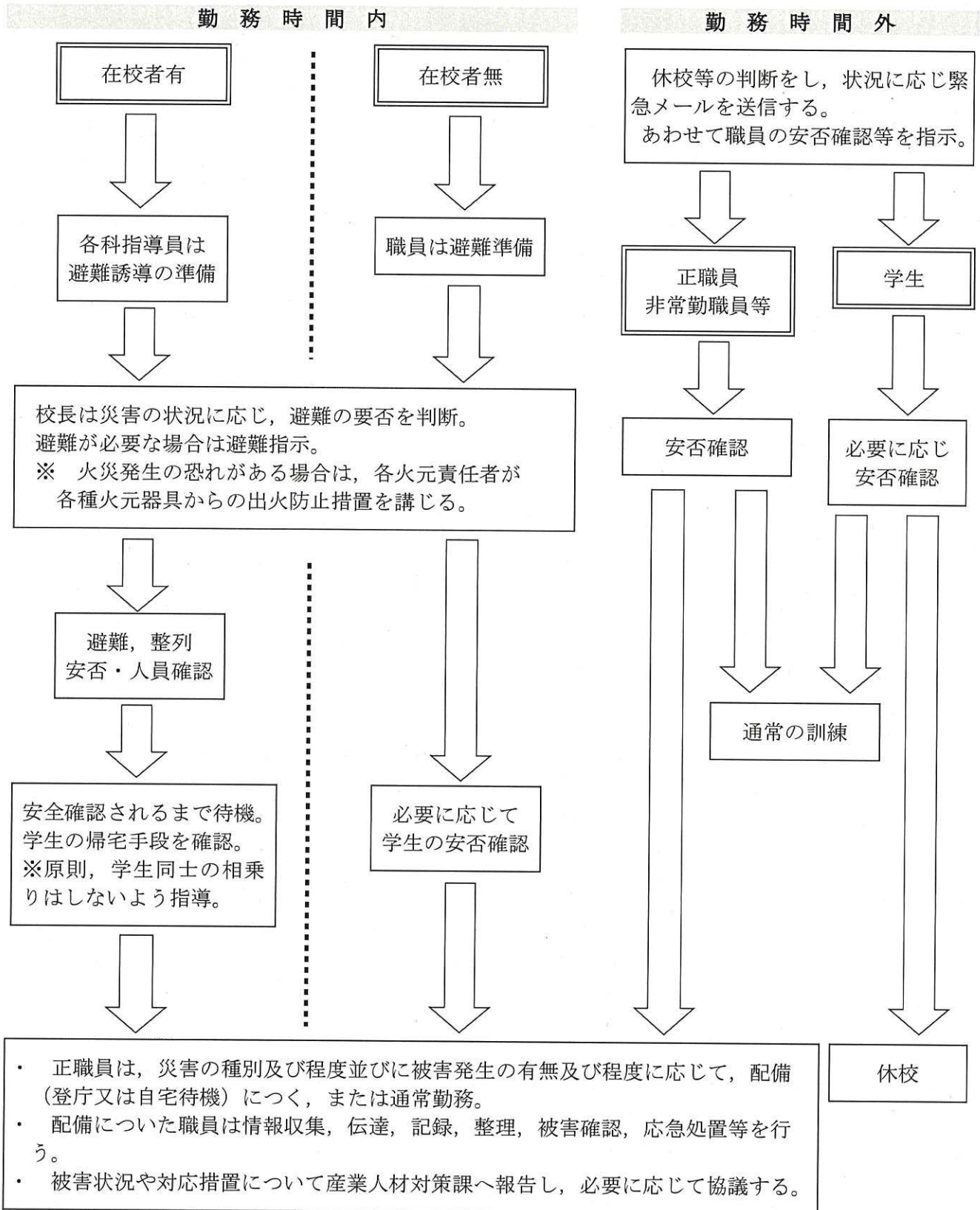
### 8 参考資料

---

(参考1) 防災訓練	14
(参考2) 防火訓練	18
(参考3) 宮城野区の指定避難所一覧	21
(参考4) 非常時持出品リスト	23
(参考5) 災害用伝言ダイヤルの利用方法	24
(参考6) おう吐物処理手順	25
(参考7) 非常放送設備操作マニュアル	26

1 大規模災害発生時の基本対応フロー

大規模災害発生



## 2 緊急メールによる情報発信

### 目的

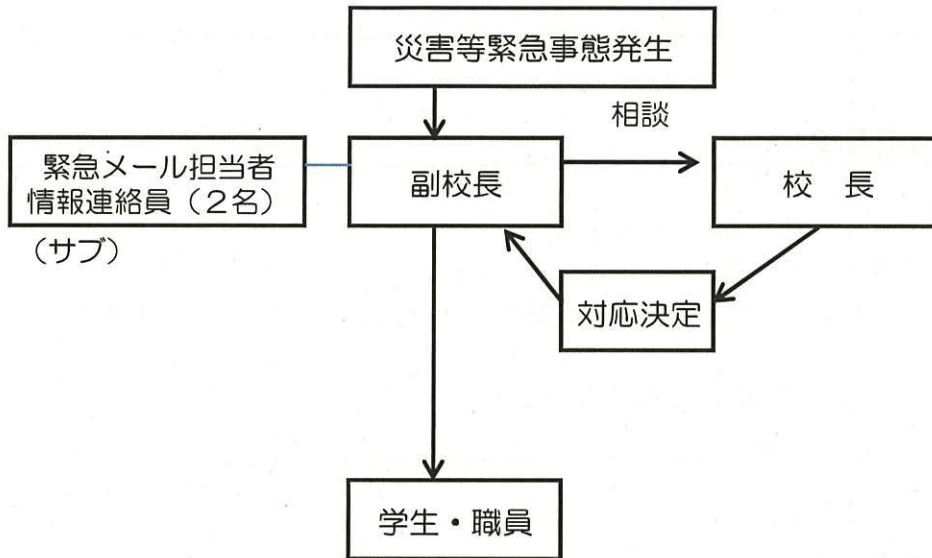
携帯電話のメール機能を活用し、地震や台風などの自然災害発生時における学生への緊急時の連絡を行う手段である。

### 運用について

緊急事態発生時（公共交通機関の運休（事故等も含む）等）には緊急メールを送信する。

- 休校の連絡，訓練開始時刻変更のお知らせ等
- 安否確認連絡の指示
- 自宅待機の連絡

### 【災害等緊急時の学生・職員への緊急メール送信連絡体制】



※メールリングリストにない学生・職員の場合



### 3 動員体制

- (1) 職員の動員体制（経済商工観光部災害対策非常配備及び警戒配備実施要領 抜粋）  
「警戒配備・特別警戒配備編成計画」及び「非常配備編成計画」のとおり。

#### 警戒配備（0号配備）

- (1) 仙台管区気象台から大雨，洪水等の警報が宮城県に発表中で，かつ工業，商業又は観光に係る施設等の被害の発生の連絡が地方振興事務所から経済商工観光総務課（以下「主管課」という。）へあったとき。
- (2) 県内で震度4の地震が観測され，かつ工業，商業又は観光に係る施設等の被害の発生の連絡が地方振興事務所から主管課へあったとき。
- (3) 蔵王山，鳴子，栗駒山に噴火速報又は噴火警報（火口周辺），（警戒事項：火口周辺危険）若しくは（警戒事項：入山危険）が発表されたとき。
- (4) 前3号以外で被害の発生が予想される時又は特別警戒配備の発令が予想される時等で，部長が配備を必要と認めたとき。

#### 特別警戒配備（1号配備）

- (1) 宮城県に津波注意報が発表されたとき。
- (2) 県内で震度4の地震が観測され，被害が発生したとき。
- (3) 大雨，洪水等の警報が発表され，広範囲にわたる災害の発生が予想される時又は被害が発生したとき。
- (4) その他特に危機管理監が必要と認めたとき。

#### 特別警戒配備（2号配備）

- (1) 宮城県に津波警報が発表されたとき。
- (2) 県内で震度5弱，強の地震が観測されたとき。
- (3) その他特に副知事が必要と認めたとき。

#### 非常配備（3号配備）

- (1) 宮城県に大津波警報（特別警報）が発表されたとき。
- (2) 県内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。
- (3) 大雨，洪水等の特別警報が発表されたとき。
- (4) 蔵王山，鳴子，栗駒山に特別警報，噴火情報（居住地域）（警戒事項：居住地域嚴重警戒）が発表されたとき。（居住地域が山麓として発表された場合も含む。）
- (5) 災害が発生し，又は災害の発生が予想される場合において，知事が必要と認めたとき。

(2) 各班の業務内容

被害状況・各種情報を総合的に判断し、必要と認める場合は本部を設置する。

班員の編成は、宮城県立仙台高等技術専門校消防計画「別表2 自衛消防隊の編成及び任務」に従う。

【本部の構成】

本部長（校長），副本部長（副校長） ・班員に対する指揮，命令，監督等		
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校内放送等による連絡，指示</li> <li>・ 応急（緊急）対応の決定，緊急メール送信</li> <li>・ 各班との連絡調整</li> <li>・ 情報収集（人的被害，施設被害，気象，災害，交通情報等）</li> <li>・ 非常持出物の搬出・確保</li> <li>・ 盗難防止</li> <li>・ 産業人材対策課との連絡調整・報告</li> <li>・ 警察消防等関係機関への通報連絡</li> </ul>	拡声器 ホイッスル トランシーバー ラジオ 懐中電灯 乾電池（各種） 点呼表（各科毎）
初期消火班 （施設対策班）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害状況の把握と確認，本部への報告</li> <li>・ 危険箇所の応急措置，危険区域立入禁止措置</li> <li>・ 二次災害の防止対応</li> <li>・ 火災が発生した場合の初期消火，ホース放水による延焼防止</li> </ul>	トラロープ 各種工具 強力ライト 消火器 防煙マスク
避難誘導班 （学生対策班）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 揺れがおさまった直後の安否確認</li> <li>・ 安全な避難経路を確認しての避難誘導，障害物排除</li> <li>・ 避難者の状況把握，行方不明者の確認，本部報告</li> <li>・ 安全確保・帰路の確保</li> <li>・ 必要に応じ，二次避難場所の確保</li> <li>・ 本部の決定事項等の周知</li> </ul>	拡声器 メガホン ホイッスル
救急救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ AED，救急箱の持出し</li> <li>・ 救護所の設営（本館静養室を想定），救急資材確保</li> <li>・ 負傷者の応急救護</li> <li>・ 医療機関への搬送・連絡</li> <li>・ 救急隊との連携・協力</li> </ul>	AED（学生昇降口） 救急箱（事務室） 毛布 簡易テント，シート バール，スコップ

(3) 情報連絡体制

**職員の安否確認**

職員は、年度当初に配布済みの「勤務時間外の伝達系統（災害時）」のとおり。

勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生した場合に、職員及び非常勤職員等は安否確認システムにより連絡する。

00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14			
登庁可	指定機関登庁可	登庁可(本人怪我)	登庁可(家族怪我)	登庁可(交通事情)	登庁可(その他)	指定可(本人怪我)	指定可(交通事情)	指定可(その他)	指定可(本人怪我)	指定可(家族怪我)	指定可(交通事情)	指定可(その他)	登庁不可(本人怪我)	登庁不可(家族怪我)	登庁不可(交通事情)	登庁不可(その他)	自宅待機

件名に、職員コード+状況識別コードの7桁の数字を入力

**危機管理カード**

- 1, 安否確認システムは、特定の携帯、PCに依存していないので、職員コード・状況識別コードがあれば、状況に応じ、誰の携帯電話・PCからでも情報の伝達が可能である。
- 2, メールアドレスや個人コードは携帯電話のアドレス帳や定型文登録を行い、状況識別コードは危機管理カードに一覧を掲載する。

**学生等への緊急時連絡**

「2 緊急メールによる情報発信」(P 2) 参照。



#### 4 地震発生時の対応と避難誘導

### 本 部

- ・ 本校学生の大半が通学エリアとする仙台管内で災害が発生した場合、**被害状況・各種情報を総合的に判断し、校災害対策本部を設置する。**
- ・ 職員及び学生等の安全確保を最優先する。
- ・ 本部は震源地、震度、津波等に関する情報を収集する。
- ・ 施設、通学路等の被害状況を確認する。
- ・ 危険箇所があった場合は、張り紙やロープ等を用いて立入禁止措置を行う。
- ・ 被害状況や対応措置等について、産業人材対策課に報告し、必要に応じて協議する。

#### (1) 在校時の発生

### 地 震 発 生

#### 職 員

- ・ 情報連絡班は、校内放送（P26）により一斉放送を行う。
- ・ 停電等により校内放送ができない場合は、メガホン等で避難行動を指示する。

**地震です。教室にいる人は、すぐに机の下にもぐりなさい。机の脚をしっかりと持ちなさい。教室以外にいる人は、落下物に注意しなさい。**

### 安 全 確 保 ・ 安 全 点 検

#### 職 員

- ・ 壁や窓から離れ、壁、窓に背を向けないよう指示する。
- ・ 頭部を保護するため、机に下にもぐらせ、机の脚をしっかりと持たせる。
- ・ 落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
- ・ 休み時間等で、学生から離れている場合は、揺れがおさまった後に、直ちに学生等がいる場所に移動して指導する。
- ・ 火気を使用中であれば、揺れがおさまってからあわてずに火の始末をする。
- ・ 初期消火班は、揺れがおさまりしだい、出入口の開放、負傷者の確認、火災が発生した場合は初期消火を行う。
- ・ 避難誘導班は、避難経路の安全確認をする。
- ・ 初期消火班は、ガスの元栓の閉鎖、火の元を確認する。
- ・ 避難誘導班は、化学薬品や石油類の危険物の確認をする。
- ・ 救急救護班は、手当の必要な負傷者に応急手当を行う。

#### 学生等への指導事項

- ・ 「落ちてこない」・「倒れてこない」・「移動してこない」場所へ避難する。  
【教室】机の下にもぐり、落下物から身を守る。  
【廊下】壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等からの落下物から身を守る。  
【体育館】安全な場所に移動し、天板、天井灯の落下に注意する。  
【校庭】落下物、倒壊の危険性のあるものから離れ、中央部分に避難する。

#### 校 長

- ・ 情報収集とともに安全な場所（本校最寄りの指定避難場所の田子中学校または田子小学校）に避難の指示をする。
- \* 津波被害を想定した指定避難場所等への誘導を判断する。

## 情報収集

### 職員

- ・ 校本部は、ラジオ、携帯テレビ（ワンセグ）、インターネット、防災行政無線等により、震源地・震度、津波等に関する最新の情報収集に努める。

### 校長

- ・ 悪天候（強風雨、低温等）や、地割れ、土砂崩れ、液状化現象等で、避難場所や避難経路が危険な場合は、最も安全な場所を決定する。

## 避難指示・避難誘導

### 校長

- ・ 校長の指示のもと、指定避難場所に避難の指示をする。
- ・ 校本部は、校内放送により一斉放送を行う。

地震はおさまりましたが、余震の心配があります。先生の指示に従って、慌てず校庭に避難してください。津波の心配はありません。

\*（津波の場合）

地震はおさまりましたが、大津波警報が発表されましたので、津波がくる心配があります。指導員の指示に従って慌てずに避難してください。

### 職員

- ・ 落下物、足元に注意し、頭部を保護させる。
- ・ 避難前に人員を確認し、逃げ遅れることがないように指示する。
- ・ 怪我等のため自力で避難できない学生は、職員が介助して避難させる。
- ・ 校本部は、非常時の携行品（非常持出袋）を搬出して避難する。

## 安否確認

### 職員

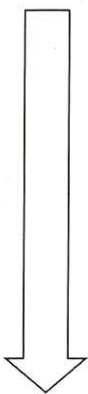
- ・ 避難誘導班の指示で各科毎に整列させ、各科毎に人数と安否を確認し本部に報告する。  
**各科指導員 → 各訓練班長 → 副校長 → 校長**
- ・ 救急救護班は、負傷者の確認と怪我人に対して応急手当を行う。必要に応じて医療機関へ搬送する。
- ・ 避難誘導班は、安否確認ができない学生の捜索を行う。

## 被害状況の確認

### 職員

- ・ 初期消火班は、施設、通学路等の被害状況を確認し、必要に応じて危険箇所の応急措置を行い、校本部に報告する。危険箇所があった場合は、張り紙やロープ等で立入禁止措置を行う。
- ・ 初期消火班が校舎の安全を確認する。

## 事後の対応



### 校長

- ・ 校本部で、被害状況を総合的に判断し、訓練再開、下校の判断のいずれかの措置について、各科指導員より学生へ伝える。

### 職員

- ・ 情報連絡班，必要に応じ緊急メール送信，電話等を使って連絡する。
- ・ 欠席学生の安否確認をする。
- ・ 初期消火班は校舎の施設・設備の点検，必要に応じて通学路の安全点検を行う。
- ・ 安全な帰宅手段を確保できるまで待機させる。

## (2) 登下校時の発生

\*は停電, 断水, 公共交通機関がストップし, 信号機も作動しない状況等を想定した場合の対応。

### 地 震 発 生

#### 職 員

- ・ 校内にいる学生の安全確保・点検等は, 在校時の対応を基本とする。

### 安 全 確 保 ・ 情 報 収 集

#### 職 員

- ・ 通勤途中, 登下校中も含めて, 安全な場所に避難させる。
- ・ 校内にいる学生に対して, 教務班担当職員は, 校内放送等により, 落下物, 転倒物, ガラスの飛散から身を守らせる。避難誘導等については, 在校時の対応を基本とする。
- ・ 震源地, 震度, 津波等に関する最新の情報収集に努める。
- ・ 安否確認, 状況によって登下校中の学生の保護, 安全な場所への誘導を行う。

#### 学生等への指導事項

- ・ 建物からの落下物, ブロック塀の倒壊等を逃れるために, 頭部を保護し, 安全な場所で姿勢を低くする。「落ちてこない」・「倒れてこない」・「移動してこない」場所へ。
- ・ がけ崩れが起きそうな場所や川岸, 橋の上やガス漏れ箇所等の危険な場所から速やかに遠ざかるようにする。
- \* 津波被害が心配される沿岸部では, 強い揺れ, 長い時間ゆっくりとした揺れを感じたり, 防災行政無線等で津波に関する情報があつた場合は, 自らの判断で安全な場所に避難する。
- \* 最初の場所が危険と判断したらより安全な場所に移動し, 津波警報等が解除されるなど津波の心配がなくなるまで戻らない。

### 安 否 確 認 ・ 被 害 状 況 の 確 認

#### 職 員

- ・ 当校に避難した学生の安否確認は, 在校時の対応を基本とする。
- \* 電話, 緊急メール, 災害用伝言ダイヤル, 避難所巡回等で学生の安否を確認する。
- ・ 各科指導員は, 登校しているかどうか, 学生の所在を確認する。
- ・ 連絡事項は緊急メール送信, 電話により連絡する。
- \* 避難解除, 津波警報が解除されるまで待機する。
- ・ 必要に応じて, 通学路, 避難場所を回り, 安否を確認する。
- \* 避難解除, 津波警報等が解除された後, 施設・設備, 通学路等の被害状況を確認し, 本部に連絡する。

### 事 後 の 対 応

#### 校 長

- ・ 学生全員の安否確認後, 訓練実施, 又は休校措置と, 登校している学生への下校方法について, 学生へ周知する。

#### 職 員

- ・ 連絡事項は緊急メール送信, 電話, 緊急連絡網等を使って連絡する。

### (3) 在宅時の発生（休日・夜間等）

\*は津波被害を想定した場合の対応。

## 地震発生

職員は経済商工観光部災害対策非常配備及び警戒配備実施要領の発令基準に基づいて、配備につく。

## 安否確認・被害状況の確認

### 職員

- ・ 職員は家族の安否及び周辺の安全確認を行う。
- ・ 正職員は、災害の種別及び程度並びに被害発生の有無及び程度に応じて、配備（登庁又は自宅待機）に付く。
- ・ 配備に付いた職員は県災害対策本部並びに校長の指示により、各業務に当たる。
- ・ 状況に応じ学生の安否を確認し、本部に報告する。
- \* 避難解除、津波警報等が解除されるまで待機。その後、各種連絡方法、避難所回りにより安否を確認する。

### 学生等への指導事項

- ・ 学校で安否確認ができなかった学生等や、ケガの状況等について、可能な限り学校に連絡することに努めること。
- \* 津波が想定されている場所にいる場合は、急いで高台や高い頑丈な建物に避難する。
- \* 最初の場所が危険と判断したら、より安全な場所に移動し、津波警報等が解除されるなど津波の心配がなくなるまで戻らない。

## 事後の対応

### 職員

- ・ 連絡事項は、緊急メール配信等を使って連絡する。

5 その他の災害が想定される場合の対応

本部の設置は、地震発生時の対応と避難誘導に準ずる。

(1) 風水害が想定される場合の対応（暴風、大雨、洪水、大雪警報などが発表）

台風接近、大雨・暴風・大雪等の警報発表、冠水、洪水、土砂災害発生

職員

- ・ 各種情報収集（河川・道路情報・交通機関情報等）
- ・ 通学路等の校舎周辺の安全確認（河川の水位、土砂崩れ、潮位・冠水）

各種措置判断

校長

\* 警報発表前に次の対応をとる場合もある。

- ・ 休校・訓練の打ち切り等を判断する。
- ・ 気象情報、目視等から校内待機、避難指示、下校時の判断をする。

各種対応

在校者有

職員

- ・ 学生の帰宅手段の確認、下校指導。
- ・ 避難勧告が発令された場合は、安全な場所（最寄りの指定避難場所の田子中学校または田子小学校）に避難誘導する。  
悪天候での避難誘導が想定されるため、バスや車等での移動手段を確認する。
- ・ 避難場所に集合後、点呼をとる。
- ・ 負傷者の有無の確認後、必要に応じて応急措置、医療機関への搬送を行う。

在校者無・勤務時間

- ・ 時間指定登校、登校指導。

連絡

職員

- ・ 緊急メール配信や電話等により、学生へ各種措置（翌日の対応等を含む）について連絡する。

## (2) 新型インフルエンザ等の感染症発生時の対応

### ① 緊急連絡体制の整備等

臨時休校等の対応については、緊急メールの活用による情報発信を行う。適切な判断・行動がなされるよう指導し、不確実な情報による不安や混乱を防止する。

### ② 予防とまん延防止対策

- ・ 人混みを避けるとともに発熱・咳等の症状のある人との接触を避けるようにすること。
- ・ 不要不急の外出を自粛するとともに繁華街等への外出を控えること。
- ・ 外出時にはマスクを着用すること。
- ・ 手洗い・うがいを日常的に行うこと。帰宅後や不特定多数の者が触るような物に触れた後は励行すること。
- ・ 日頃から十分な休養，バランスのよい栄養摂取及び規則的な生活により，体力や抵抗力を高めるようにすること。
- ・ 「咳エチケット」を励行すること。

### ③ 学生の保健管理の強化

- ・ インフルエンザ様症状（38度以上の発熱があり，急性呼吸器症状を訴えている者）以下「インフルエンザ様症状」という。）がある場合は，速やかに医療機関に受診し，校への連絡を徹底する。
- ・ インフルエンザ様症状やインフルエンザの診断を受け欠席する場合は，それを証明できる書類等を提出させる。

### ④ 学生・職員等の新型インフルエンザの発生が判明した場合

- ・ 別途，主務課（産業人材対策課）から通知される措置に従う。

### ⑤ インフルエンザ等感染症の出席停止の考え方

- ・ 学生心得による。

### ⑥ 学生の濃厚接触者の対応

- ・ 濃厚接触者（学生の場合）は，症状が発現しない限りにおいては，登校の自粛要請は行わないものとする。ただし，不要不急の外出自粛，マスクの着用（咳エチケット）等感染拡大防止行動の重要性をよく説明するとともに，家庭での検温を確実に実施し，健康観察を特に強化すること。また，インフルエンザ様症状が発現した場合には速やかに医療機関を受診し，校への連絡を徹底する。

## 6 被害の確認及び報告

報告事項 施設の被害状況、休校等の訓練実施状況、(必要に応じ職員及び学生の安否)  
報告先 主務課 (産業人材対策課)

### 学生、職員等の被害状況の確認

- ・ 学生の安否と所在場所の確認
- ・ 職員・講師の安否確認  
職員はできるだけ速やかに、学生の被害状況・健康状態・今後の連絡方法等を確認する。

## 7 東日本大震災規模の被害時の訓練再開に向けて

### 校舎施設・設備等の点検

- ・ 建物の構造部材、副構造部材の点検と補修  
災害の程度によって、校舎や施設・設備等の使用再開について、専門家の点検を受け、決定する。
- ・ ライフライン (水道, 電気, ガス等) の復旧状況  
ライフラインの状況を点検し、関係機関に協力を依頼する。
- ・ 危険箇所の立入禁止の明示と危険物・危険薬品等の点検  
危険物倉庫等の危険物保管場所等を確認する。
- ・ 校舎使用不可の場合、仮設校舎の建設要請
- ・ 校舎内外の清掃・消毒  
校舎内に浸水があった場合は、清掃や消毒を実施する。
- ・ 移転先での訓練再開の準備

### 訓練環境の整備

- ・ 職業訓練形態の工夫と指導員の配置
- ・ 当面の訓練形態 (午前授業, 短縮授業等) と学習プログラムを検討する。
- ・ 教科書, 学用品等の損失状況の確認と発注  
教科書, 学用品の滅失棄損状況を確認し, 不足教科書等の確保に努める。
- ・ 訓練用機材の調達・確保  
他校 (県内の他高技専, 工業高校等), 業界から中古品等の調達ができないか調整を産業人材対策課へ依頼。
- ・ 産業人材対策課と連携し支援物資の取りまとめ
- ・ マスコミ対応は副校長が行う。



## 防災訓練実施要領

仙台高等技術専門学校

- 1 目的：平成23年3月11日の東日本大震災と同等レベルの大規模地震が学生の訓練時間内（職員の勤務時間内）に発生したことを想定し、学生及び職員の身の安全の確保と避難経路の確認を目的として当訓練を実施し、学生及び職員の防災意識の高揚を図る。
- 2 日時：平成〇〇年〇月〇日（〇）午前〇〇時から（30分程度）  
【雨天の場合は中止とし、各科で「学生に対する確認・指導について」（P●・P●）を用いて地震（震災）対応に係る指導を行う】
- 3 避難場所：校庭（※雨天ではないが校庭状況不良の場合は3号館と4号館の間の通路）
- 4 対象：全学生および全職員（非常勤・パート職員を含む当日勤務職員）
- 5 想定：「マグニチュード8（震度6強）と推定される地震が発生し、各訓練科の教室や実習場内の教材、資材・機材等が落下・転倒した。また、事務室内のキャビネットが倒れ文書等が飛散した。」
- 6 訓練項目：①「安全確保訓練」②「避難誘導訓練」③「避難報告訓練」とする。
- 7 訓練内容（進行担当：教務班〇〇）

時間	訓練項目	訓練内容	摘要
	地震発生 (〇〇:〇〇)  安全確保	非常用ブザー（2秒間）【模擬地震】  地震発生の放送。（以下を2回繰り返す） *訓練。訓練。 『大規模地震が発生しました。全学生・職員は揺れが収まり次第、速やかに校庭（3号館と4号館の通路）に避難して下さい』 【初期動作】 キャビネット、照明器具の下から離れる。 身の安全確保（机の下に潜る等） 火の始末・ガス栓を止める。 使用中の機器類の停止及び電源の遮断。 ドア・窓を開ける。	【放送担当者】  教務班〇〇  【指示・確認者】 各科指導員 及び職員
2分後	避難誘導	学生を安全な最短経路で避難場所に避難させる。 朝礼体系に整列させる。	【指示・誘導】 各科指導員
15分程度	避難報告	避難人数・怪我人の確認と報告を行う。 【報告経路】 ①訓練科 各科週番⇒各科指導員（短期課程は担当）⇒各班長（短期課程は教務班長）⇒副校長⇒校長 ②総務班・教務班の職員分 教務班〇〇⇒総務班長（総括）⇒副校長⇒校長	
講評		防災訓練の意義及び講評	校長
訓練終了			
各科		「学生に対する確認・指導について」（P●・P●）を使用し、事後指導を行う。	各科指導員

## 8 避難及び避難状況の報告方法等について

- (1) 訓練中の学生（職員含む）は上履きでそのまま避難する。  
（戻った際、上履きは各科の雑巾等で汚れを落とす。）
- (2) 各科指導員は学生の「安全確保」について適切に指示し、確認を行う。
- (3) 各科指導員は避難誘導及び避難報告を行う。
- (4) 避難場所の本部には、校長・副校長・総務班長（総括）・教務班長が待機する。
- (5) 学生は以下により避難状況を担当指導員に報告する。

### 【報告方法】

「○○○科（○年）総員○○名、事故なし、現在○○名」

- \* 1 総員は訓練当日の出席人数とする。
- \* 2 今回の訓練では、『事故無し』で報告する。
- \* 3 左官科・造園科は教務班担当者に報告する。

- (6) 職員の避難状況は以下により総務班長（総括）に報告する。

### 【報告方法】

「総務班・教務班 総員○○名、事故なし、現在○○名」

- \* 1 総員は当日の訓練参加者数とする。
- \* 2 職員についても、『事故無し』で報告する。

- (7) 左官科、造園科への「地震発生」連絡について

左官科、造園科の実習場は「非常用ブザー」が通じないため、「地震発生」連絡は電話により下記の者が行う。

左官科：○○ 造園科：○○

## 9 その他

- (1) 雨天時は訓練中止とするが、各科においては「学生に対する確認・指導について」（P●・P●）により学生に防災意識に係る指導を行う。

なお、雨天により訓練を中止する場合、または避難場所を変更する場合は1時限目終了後に訓練第一班長、訓練第二班長、教務班長を経由し各科指導員及び職員に連絡を行う。

- (2) 準備物等について

- ①本部席には、表示プレート（本部・学生集合場所）を教務班で準備・設置する。
- ②講評で使用する放送機器類（無線マイク・アンプ・スピーカー）、本館からアンプ機器までの延長ドラム（電気科から借用）等は教務班で準備・設置する。  
また、避難場所を「3号館と4号館の間の通路」とする場合は、校長登壇用の台座（設備工事科の溶接用台1台）を訓練第二班で準備・設置する。
- ③訓練の記録（写真）は教務班○○が担当する。

## 学生に対する確認・指導について

【各科指導員用】

この訓練は平成23年3月11日発生した東日本大震災、平成28年4月14日及び16日発生した熊本地震のような大規模震災に備えて実施するもので、地震が起きたら、「自分の身は自分で守る」ことを基本に、普段からの心の備えと発生した場合は、①一人ひとりのきびきびとした行動が肝心であること、②慌てずにその場に合った身の安全確保を行うこと、③「まず何をすべきか」を冷静に判断し行動することが重要であることを指導願います。

また、地震（震災）発生時の一般的な対処方法及び行動は以下の①～④であることを併せて指導願います。

### ①大きな揺れへの対処

- その場に合った身の安全確保
  - ※あわてて外に飛び出さない。
  - ※キャビネット・照明器具の下から離れる。
  - ※机等の下に入り身の安全確保。

### ②揺れがおさまったら（揺れが小さくなったら）

- すばやく火の始末とガス栓を止める。
- 使用中の機器類を停止し、電源を切る。

### ③避難経路（逃げ道）の確保

- 出入り口の扉及び窓を開ける。
- キャビネット等が倒れるなどの状況下では、キャビネットや証明器具等から離れた経路を選ぶ。

### ④避難経路の確保

- 火災が発生している場合は、大きな声で周囲に知らせながら、火元から離れた経路を選び避難する。
- 天井や壁などからの落下物に注意し避難する。

## 地震（震災）に対する心構え及び行動について

【学 生 用】

### 【地震（震災）に対する心構えの基本】

「自分の身は自分で守る！」

- (1) 一人ひとりのきびきびとした行動が肝心であること
- (2) 慌てずにその場に合った身の安全確保を行うこと
- (3) 「まず何をすべきか」を冷静に判断し行動すること

### 【地震（震災）が発生した場合の一般的な対処方法及び行動】

#### ①大きな揺れへの対処

- その場に合った身の安全確保
  - ※あわてて外に飛び出さない。
  - ※キャビネット・照明器具の下から離れる。
  - ※机等の下に入り身の安全確保。

#### ②揺れがおさまったら（揺れが小さくなったら）

- すばやく火の始末とガス栓を止める。
- 使用中の機器類を停止し、電源を切る。

#### ③避難経路（逃げ道）の確保

- 出入り口の扉及び窓を開ける。
- キャビネット等が倒れるなどの状況下では、キャビネットや証明器具等から離れた経路を選ぶ。

#### ④避難経路の確保

- 火災が発生している場合は、大きな声で周囲に知らせながら、火元から離れた経路を選び避難する。
- 天井や壁などからの落下物に注意し避難する。

## 防火訓練実施要領

仙台高等技術専門校

- 1 目的： 訓練時間内【勤務時間内】における火災発生に備え、学生及び職員の防火意識の高揚を図る。
- 2 日時： 平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 午前〇〇時〇〇分から午後〇〇時〇〇分まで
- 3 場所： 本館・実習棟・校庭（又は校庭の状況により3号館と4号館の通路）
- 4 対象： 全学生および全職員（一部職員電話対応のため除く）
- 5 想定： 本館1階職員室から火災発生
- 6 訓練項目： ①「避難誘導訓練」②「初期消火訓練」③防火意識に係る訓示・総評
- 7 訓練内容

時間	訓練項目	訓練内容	摘要
	避難誘導訓練	非常用ブザーを1回（約2秒）鳴らす  火災発生・避難の校内放送（放送内容：別紙による）  学生を避難させる（火元から離れた経路を選ぶ）  朝礼隊形に整列させ避難人数・怪我人の確認と報告を行う（けが人はなし）  【各科週番⇒各科担任⇒各班長⇒副校長⇒校長】	教務班〇〇  教務班〇〇  指示・誘導・確認者：各科指導員
	初期消火訓練	水消火器による初期消火。 （1クラスにつき2人⇒2人×11クラス=22人）	指導： 宮城野消防署高砂分署 （消防第一係職員）
	講評	防火意識に関する訓示及び訓練全体の総評	宮城野消防署高砂分署 （消防第一係職員）
	挨拶		校長
終 了			

## ※（注）

- 1 上履きのまま避難（戻った際の靴用雑巾等は各科で準備）。
- 2 雨天でない場合であっても、グラウンドの足場が悪く使用できない場合は、集合場所を3号館と4号館の間のスペースを使用することとする。  
雨天の場合は中止とする。（中止の場合は8：40までに消防署に連絡する）
- 3 各科指導員は、各訓練時に指示及び確認を実施する。
- 4 本部席には、表示プレート（本部・学生集合場所）の準備をする（教務班）。
- 5 学生（週番）は次のように担当指導員に報告する。  
【避難人員等報告方法】  
「〇〇科（〇年）」総員〇〇人、現在〇〇人、事故なし」
- 6 防火訓練不参加者（電話対応）：総務班〇〇及び委託訓練コーディネーター1名
- 7 訓練風景写真（教務班〇〇）

## 訓練の流れの具体

### 【防火訓練開始の合図】(担当：教務班〇〇)

- ・〇〇時〇〇分 非常用ブザー（約2秒）1回

\*各担任は、放送が入るまでその場で待機するように指示

### 【避難誘導訓練】

- ・〇〇時〇〇分 放送（担当：教務班〇〇）開始

#### 【放送台詞】

訓練，訓練。

火災発生，火災発生。

学生及び職員に連絡します。

ただ今，本館1階職員室から火災が発生しました。

直ちに校庭（又は3号館と4号館の間の通路）に避難してください。

《繰り返します》

訓練，訓練。

本館1階職員室から火災が発生しました。

直ちに校庭（又は3号館と4号館の間の通路）に避難してください。

\*各科指導員は、移動を指示する（本館で授業の場合は、学生昇降口から避難する。）

- ・朝礼隊形に整列

・週番から担任に人員報告，各科指導員→班長→副校長→校長の順に報告（再掲）

### 【初期消火訓練】(司会進行：総務班長（総括）)

#### 進行要領

- ①「只今から，初期消火訓練を行いますので，学生及び職員はバックネット側に集合してください。また，指導員はバックネットを取り巻くように学生を誘導願います。」
- ②（集合を確認後）「これから火災の初期消火方法について，「〇〇消防署〇〇様」からご指導をいただきます。」
- ③「〇〇様よろしくお願ひします。」

※消火訓練状況が見えるような隊形をとり，各科代表それぞれ2人が消火訓練（水消火器・消火的を使用）を行う。

※水消火器，消火的は〇〇消防署職員が当日持参。

#### 【初期消火訓練終了】

- ④「これで，初期消火訓練を終了いたします。」  
「〇〇様ありがとうございました。」

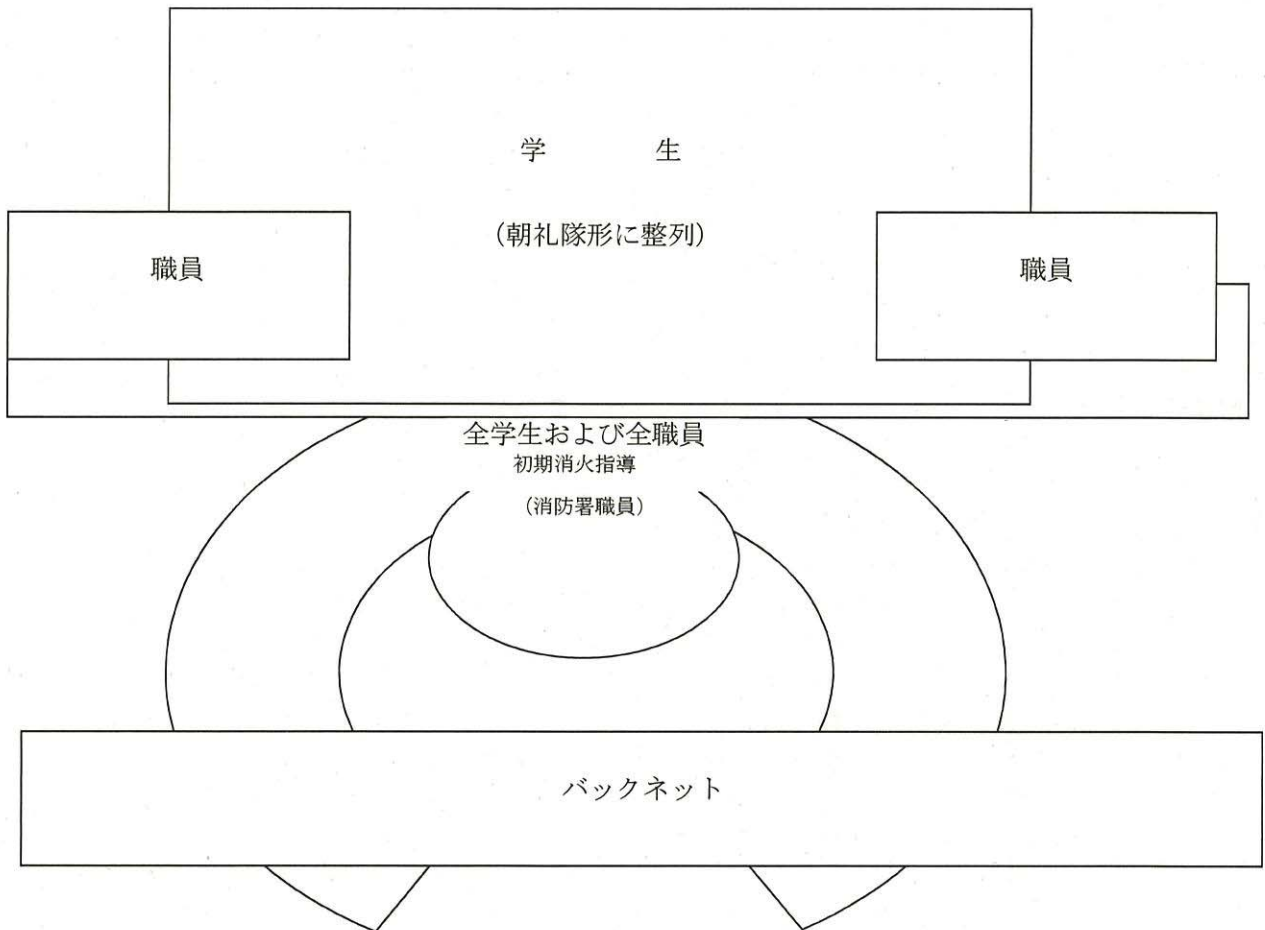
※初期消火訓練修了後，〇〇消防署職員は帰署。

### 【防火訓練に係る講評及び校長挨拶】(司会進行：総務班長)

#### 進行要領

- ①（消火訓練終了を確認後）「学生職員は元の場所に整列してください。」  
（整列確認後）「本日の防火訓練に際して，〇〇消防署〇〇様から講評をいただきます。」
- ②（署員：登壇後）「気をつけ」⇒「脱帽」⇒「礼」⇒「休め」
- ③（署員の講評修了後）「気をつけ」⇒「礼」（着帽なし）・・・（署員：降壇後）「休め」
- ④ 続きまして，校長から挨拶があります。
- ⑤（校長：登壇後）「気をつけ」⇒「礼」⇒「休め」
- ⑥（校長：挨拶修了後）「気をつけ」⇒「礼」⇒「着帽」（校長：降壇）
- ⑦「これもちまして，〇〇年度防火訓練を終了します。」
- ⑧「学生は担当の先生の指示に従って解散してください」 以上です。

避難時のレイアウト（3号館と4号館の間の通路の場合は別途協議・指示）



## (参考3) 宮城野区の指定避難所一覧 (50音順)

仙台市避難情報ウェブサイトより

岩切小学校	宮城野区岩切字今市東1-2 ※ 浸水想定区域内のため、大雨時は校舎の2階以上に避難してください。
岩切中学校	宮城野区岩切字三所南23-2 ※ 浸水想定区域内のため、大雨時は校舎の2階以上に避難してください。
岩切東コミュニティ・センター	宮城野区岩切字青津目137-8 ※ 浸水想定区域内であり1階建てのため、大雨時は使用できません。
岡田小学校	宮城野区岡田字北在家67 ※ 浸水想定区域内のため、大雨時は校舎の2階以上に避難してください。
幸町小学校	宮城野区幸町2-19-1 ※ 大雨時は開設しません。
幸町中学校	宮城野区幸町1-15-1
幸町南小学校	宮城野区幸町5-2-1 ※ 大雨時は開設しません。
新田小学校	宮城野区新田4-30-1
仙台工業高等学校	宮城野区東宮城野3-1 ※ 大雨時は宮城野小学校へ避難してください。
仙台大志高等学校	宮城野区五輪1-4-10 ※ 大雨時は宮城野中学校へ避難してください。
高砂市民センター	宮城野区高砂1-24-9 ※ 浸水想定区域内のため、大雨時は校舎の2階以上に避難してください。
高砂小学校	宮城野区福田町1-11-1 ※ 浸水想定区域内のため、大雨時は校舎の2階以上に避難してください。
高砂中学校	宮城野区白鳥1-32-1 ※ 浸水想定区域内のため、大雨時は校舎の2階以上に避難してください。
田子小学校	宮城野区田子2-1-1 ※ 浸水想定区域内のため、大雨時は校舎の2階以上に避難してください。
田子中学校	宮城野区田子2-12-1 ※ 浸水想定区域内のため、大雨時は校舎の2階以上に避難してください。
榴岡小学校	宮城野区榴ヶ岡103-2 ※ 大雨時は開設しません。



燕沢小学校	宮城野区燕沢東 3-8-1
鶴谷小学校	宮城野区鶴ヶ谷 3-17
鶴谷中学校	宮城野区鶴ヶ谷 5-24
鶴谷東小学校	宮城野区鶴ヶ谷 6-2
鶴巻小学校	宮城野区鶴巻 1-15-1 ※ 浸水想定区域内のため、大雨時は校舎の2階以上に避難してください。
東華中学校	宮城野区宮城野 2-14-27 ※ 大雨時は開設しません。
中野栄小学校	宮城野区栄 3-12-1 ※ 浸水想定区域内のため、大雨時は校舎の2階以上に避難してください。
中野中学校	宮城野区中野字高橋前 65 ※ 浸水想定区域内のため、大雨時は校舎の2階以上に避難してください。
西山小学校	宮城野区燕沢 2-23-1
西山中学校	宮城野区燕沢 2-21-1
原町小学校	宮城野区原町 2-6-1
東仙台小学校	宮城野区東仙台 5-26-1
東仙台中学校	宮城野区東仙台 2-16-1
東宮城野小学校	宮城野区東宮城野 5-1
福室小学校	宮城野区福室 5-16-1 ※ 浸水想定区域内のため、大雨時は校舎の2階以上に避難してください。
栢江小学校	宮城野区栢江 15-1
宮城野小学校	宮城野区東宮城野 2-1
宮城野中学校	宮城野区五輪 1-4-25

【問合せ先】

仙台市役所 危機管理室防災計画課（仙台市青葉区国分町 3-7-1 市役所本庁舎 2階）  
 電話番号：022-214-3046  
 FAX：022-214-8096

## &lt;緊急持出品&gt;

	確認	品名	用途・説明
1	<input type="checkbox"/>	現金	避難用の交通費等。
2	<input type="checkbox"/>	公印	紛失した際、悪用防止のために管理。
3	<input type="checkbox"/>	緊急連絡先	職員、学生、時間講師、関係機関等。
4	<input type="checkbox"/>	防災マニュアル、非常配備編成計画等	緊急時に携帯して持ち出せるように準備しておく。
5	<input type="checkbox"/>	業務上重要な書類、データ類	

## &lt;最低限必要なもの&gt;

	確認	品名	用途・説明
1	<input type="checkbox"/>	懐中電灯	小型で照度の高いもの。普段から電池チェック。
2	<input type="checkbox"/>	電池予備	懐中電灯やラジオに対応したもの。単2や単3など。
3	<input type="checkbox"/>	携帯ラジオ	防災情報が流れる局の周波数を書いたラベルを貼っておく。
4	<input type="checkbox"/>	ライター	防水型のガスライターが便利。予備も忘れないこと。
5	<input type="checkbox"/>	通帳・印鑑・証書など	緊急時に携帯して持ち出せるように準備しておく。
6	<input type="checkbox"/>	飲料水	ペットボトル(1.5ℓ) 2本×家族の人数分。
7	<input type="checkbox"/>	救急用品	体温計、消毒液、ガーゼ、包帯、薬、栄養ドリンクなど。
8	<input type="checkbox"/>	非常食	缶詰、カップラーメン、乾パン、保存米、チョコレートなど。
9	<input type="checkbox"/>	ホイッスル(笛)	自分の居場所を知らせる。家族で吹き方パターンを決める。
10	<input type="checkbox"/>	缶切り	非常用の缶詰は缶切り不要のタイプが便利である。
11	<input type="checkbox"/>	保険証	コピーでも可。

## &lt;あると役に立つもの&gt; \* 人によっては「最低限必要なもの」も含まれる。

	確認	品名	用途・説明
1	<input type="checkbox"/>	常用薬	点鼻薬、インシュリンなど普段常用している薬。(予備も)
2	<input type="checkbox"/>	長靴(安全作業靴)	雨や雪の時の避難や救助作業に有効。
3	<input type="checkbox"/>	携帯用ガスコンロ・ボンベ	お湯をわかしたり簡単な調理に使用。
4	<input type="checkbox"/>	メモ帳・ペン・紙	必要情報を記入、メモ帳とペンをヒモでつなぐ、油性マジック。
5	<input type="checkbox"/>	携帯カイロ	雨天時や冬期の防寒。
6	<input type="checkbox"/>	雨カッパ	傘に比べて両手が自由に使える。
7	<input type="checkbox"/>	ヘルメット	特に乳幼児や体の不自由な方に必要。
8	<input type="checkbox"/>	折りたたみ式ポリタンク	給水を受ける時に使用。
9	<input type="checkbox"/>	ジャンパー	防寒用(早朝時や雨天時の肌寒さをしのぐもの)。
10	<input type="checkbox"/>	タオル・バスタオル	圧縮バックなどを利用するとかさばらない。
11	<input type="checkbox"/>	蛍光灯ライト	夜間照明に使用。懐中電灯よりも広範囲が照らせる。
12	<input type="checkbox"/>	生理用品	非常時用に別に準備しておく。
13	<input type="checkbox"/>	万能ナイフ	ナイフ、ドライバー、缶切り、はさみなどが一体になったもの。
14	<input type="checkbox"/>	携帯トイレ	車の運転中の渋滞時に対応したポータブル携帯トイレなど。
15	<input type="checkbox"/>	トイレトペーパー	避難所のトイレはすぐに紙が不足するので家族分を準備する。
16	<input type="checkbox"/>	ウェットティッシュ	衛生状態を悪化させないために準備する。
17	<input type="checkbox"/>	ビニール袋	汚物やゴミを入れる。
18	<input type="checkbox"/>	軍手、ゴム手袋	作業用、防寒・防水用。
19	<input type="checkbox"/>	毛布、寝袋	床敷き用マットとしても利用。避難時の落下物から身を守る。
20	<input type="checkbox"/>	下着	体力の消耗防止。病気予防。家族2～3日分を準備。
21	<input type="checkbox"/>	ロープ・荷造りヒモ	さまざまな用途に使用。洗濯物を乾かす時にも利用。
22	<input type="checkbox"/>	ローソク	災害用の短くて太い(倒れない)長時間用が安全。
23	<input type="checkbox"/>	ラップ	交換すれば何度でも食器を使える。ひも状に結びロープがわり。
24	<input type="checkbox"/>	自宅近隣の地図	被害状況・被災地域の情報、安否確認にも使用。
25	<input type="checkbox"/>	携帯電話簡易充電器	携帯電話の機種に対応しているかどうかを確認して購入。
26	<input type="checkbox"/>	緊急連絡用カード	血液型、生年月日、住所、氏名、保険証番号、緊急連絡先など。

(参考5) 災害用伝言ダイヤルの利用方法

大災害が発生した場合には、安否確認、問い合わせ先等の電話が殺到することで、電話回線が混乱し、つながりにくい状況になります。

災害用伝言ダイヤルは、被災地エリアで使用できるサービスで、安否などの情報を音声によって登録・確認できるサービスとして活用できます。

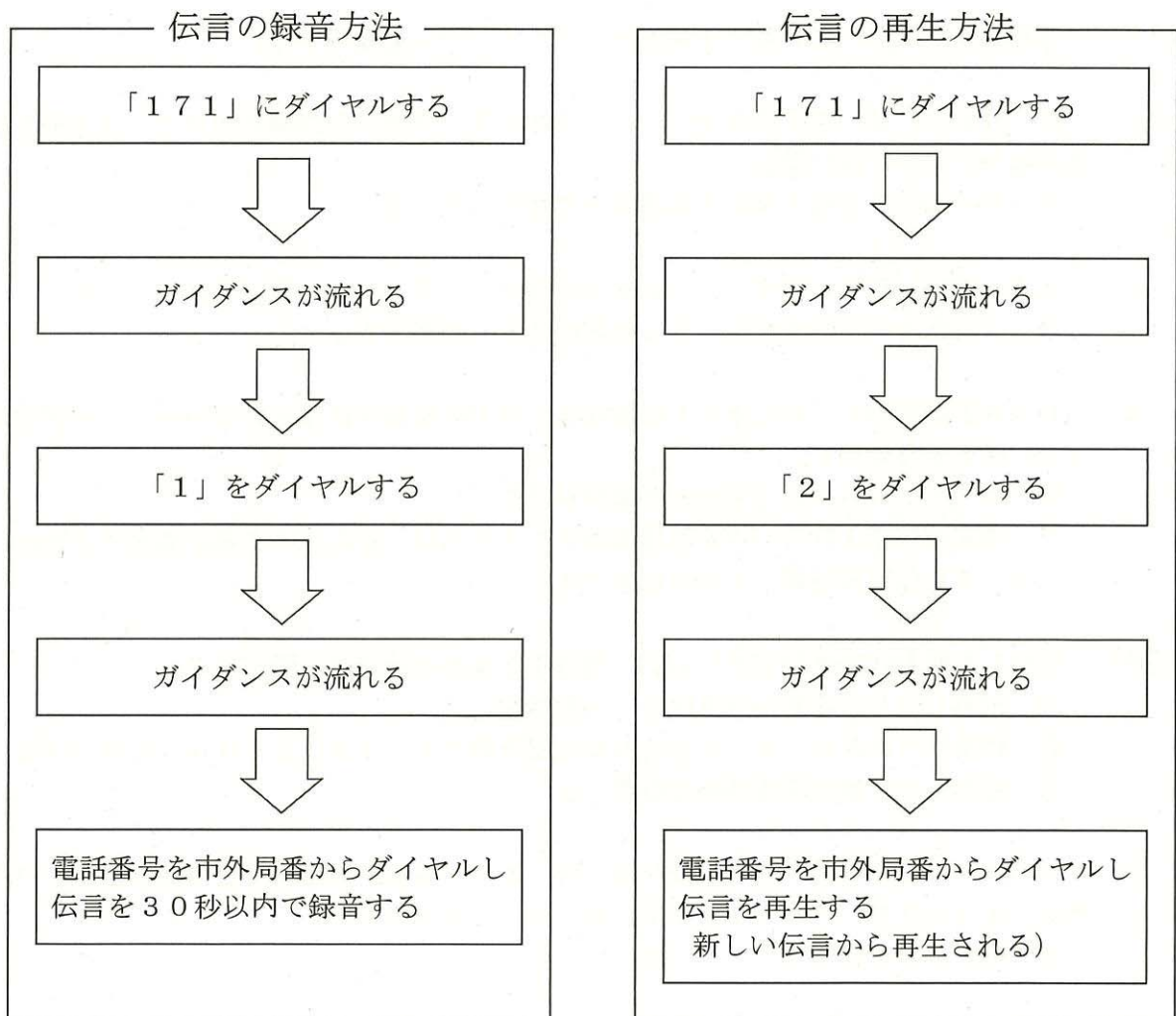
① エリアの決定

震度6弱以上の地震発生時等にテレビやラジオ等でNTTが「171（災害伝言ダイヤル）」を設置したことや、利用方法・伝達登録エリアを都道府県単位で知らされます。

② 利用方法

一般電話、公衆電話、携帯電話やPHSから利用できます。

ア 伝言の録音・再生方法



- イ 伝言の録音時間      1 伝言あたり30秒以内
- ウ 伝言の保存期間      録音時から48時間
- エ 伝言の蓄積数      1 番号あたり1～10件

## (参考6) 排泄物・おう吐物の処理

あらかじめ準備しておく物品

使い捨て手袋	ガウンやエプロン
マスク	拭き取るための布やペーパータオル
ビニール袋	消毒液（※1 次亜鉛素酸ナトリウム）
専用バケツ	その他必要な物品

### ※1 消毒液（1000ppm）の作り方

空のペットボトル（500ml）に原液※2を25ml（ペットボトルフタの容量がすりきり満タンで約5ml）を入れ、水道水を500ml入れて良く振ったら完成。

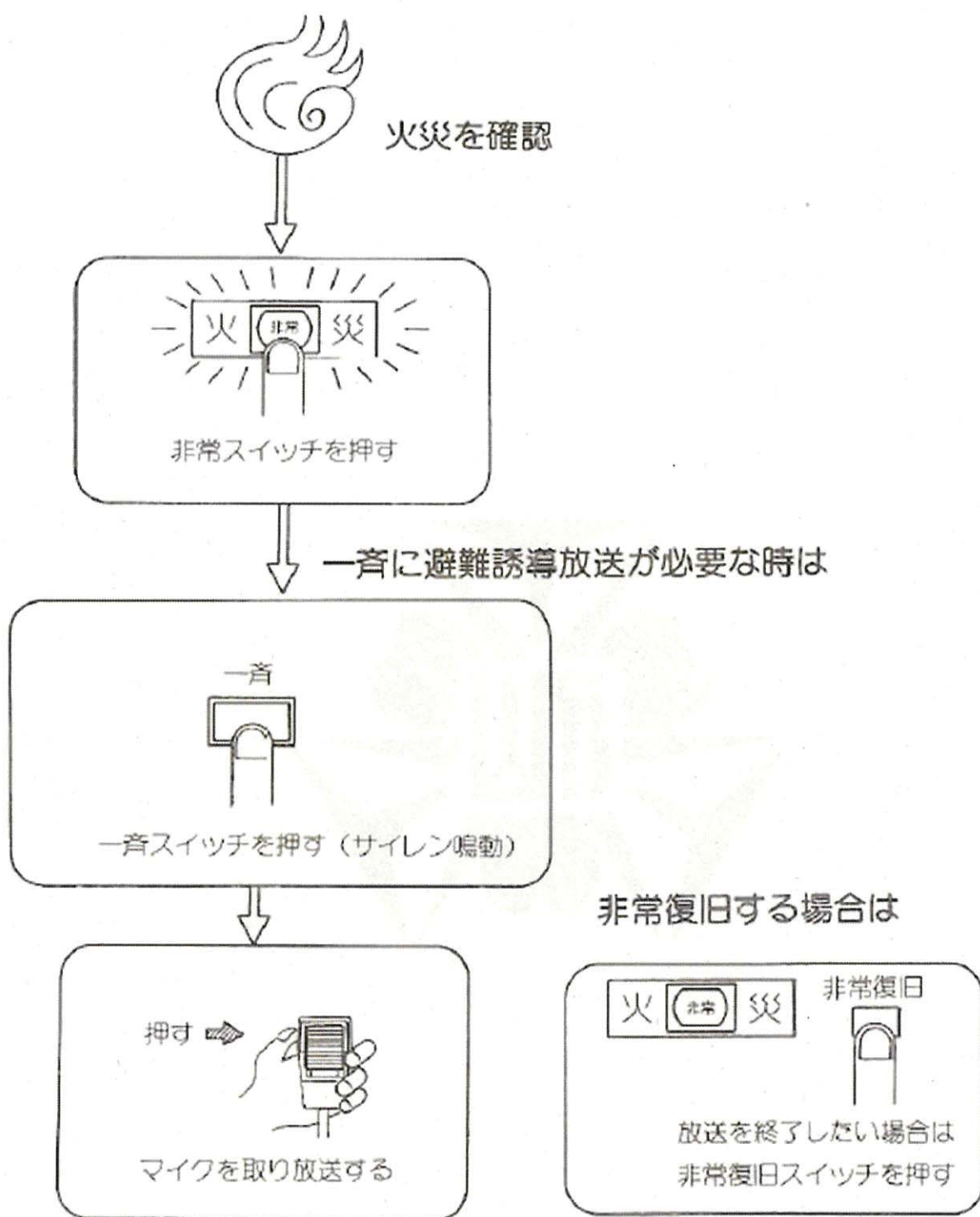
※2 原液 成分に次亜鉛素酸ナトリウムを含んでいる市販の台所用漂白剤。

### 【作業手順】

- (1) 汚染場所に関係者以外の人が近づかないようにする。
- (2) 処理をする人は、使い捨て手袋とマスク、エプロンを着用する。
- (3) おう吐物は、使い捨ての布やペーパータオル等で外側から内側に向けて、拭き取り面を織り込みながら静かに拭き取る。  
※ 同一面でこすると汚染を拡げるので注意すること。
- (4) 使用した使い捨ての布やペーパータオル等はすぐにビニール袋に入れ処分する。  
※ ビニール袋に消毒液をしみこむ程度に入れ消毒する。
- (5) おう吐物が付着していた床とその周囲を、消毒液を染み込ませた布やペーパータオル等で覆うか、浸すように拭く。  
※ カーペット等は色に変色する場合がある。  
※ 消毒液に含まれている次亜塩素酸ナトリウムは、鉄などの金属を腐食するため、拭き取って10分程度経過したら水拭きする。
- (6) 使用した着衣は廃棄が望ましいが、消毒する場合は下記の手順で行う。
  - ① 付着したおう吐物を取り除く（手袋着用）。
  - ② 熱湯につけるか、0.02%の次亜塩素酸ナトリウムに30分～60分つける。
  - ③ 他のものと別に洗濯機等で洗濯する。
- (7) 手袋は、付着したおう吐物が飛び散らないよう、表面を包み込むように裏返してははずす。手袋は、使った布やペーパータオル等と同じように処分する。  
※ 処理後は手袋をはずして手洗いをする。

### 【ポイント・その他の留意点】

- ・ 吐物処理後は、調理や配膳などに従事しない。
- ・ 可能ならば、吐物処理後にシャワーを浴びるのが望ましい。
- ・ おう吐物を処理した後、48時間は感染の有無に注意すること。
- ・ おう吐物の処理時とその後は、大きく窓を開けるなどして換気し、換気設備がある場合には必ず運転すること。





# 宮城県公共施設等総合管理方針



写真：宮城県行政本庁舎（平成元年築）

平成28年7月

宮 城 県

平成31年3月 一部改訂

## ② 管理に関する基本的な考え方

<b>点検・診断等の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し統一的な基準に則り施設管理者による点検を行います。</li> <li>○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組み作りや蓄積したデータの施設保全への活用について検討します。</li> </ul>
<b>維持管理・更新等の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予防保全を行う施設を絞り込み、特に重要な建物については、長期的な利活用に関する方針を定めた上で、個別施設計画を策定して中長期的な修繕を計画的に実施します。</li> <li>○ 修繕・更新の優先度を判断し、計画的に必要な十分な修繕・更新を行っていきます。</li> <li>○ 同種・同規模の施設間の比較等を行うことにより、維持管理費等の縮減を図っていきます。</li> </ul>
<b>安全確保の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非構造部材の安全対策（外壁、内壁、照明、ガラス、吊り天井の落下防止対策等）についても検討します。</li> <li>○ 防犯・防災・事故防止等の観点から必要に応じて利用見込みのない施設を早期に除却します。</li> </ul>
<b>耐震化の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災などの経験を踏まえ、施設状況に応じた耐震化等を検討します。</li> </ul>
<b>長寿命化の実施方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物の構造や用途等による選別基準を定め、また実際の劣化状況を調査して建替えと長寿命化のコストを比較した上で、長寿命化すべき建物（大規模改修する建物）を選別し、優先度を判断して適切な時期に改修・修繕等を行います。</li> <li>○ 建物の構造等に応じた目標使用年数を定め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施により長寿命化を図ります。</li> <li>○ 計画的に行われた改修等についても、改修後にその有効性などを検討し、効果的な維持管理を推進していきます。</li> </ul>
<b>ユニバーサルデザイン化の推進方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。</li> </ul>
<b>総量適正化の推進方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 近接庁舎等の将来的な集約化や総合庁舎化等を、継続的に検討します。</li> <li>○ 建替時期が到来した建物等については、国・市町村の施設との利用調整や、他目的施設との合築等の方策を検討します。</li> <li>○ 将来人口の減少による施設利用需要の変化や建物の性能を適正に評価した上で、施設総量の縮減に取り組みます。</li> <li>○ 用途廃止施設については、早期に取り壊しを含めた今後の管理方針を決定し、実行していきます。また、県として不要な財産については、所在市町村による利活用の要望がある場合には市町村へ売却や貸付を行います。市町村の利活用がない場合には、一般競争入札等による売却や貸付を行い、資産として有効活用を図ります。</li> </ul>
<b>体制の構築方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 効果的な売却や貸付のあり方等について、公有財産調整会議で横断的に検討します。</li> </ul>